

ブース開設、出店の規定

イベント中の一般的な注意とお願い

- 指定駐車場以外の場所（草地や林の中）には車を乗り入れないでください。また、絶対に駐車しないでください。
- ゴミは持ち帰るか、会場内に設置した収集場所に分別して捨ててください。
- 駐車スペースや、テントスペースに関しては、会場スタッフの指示に従ってください。
- 研修館下は非常時の待避場なのでふだんは立ち入らないようお願いいたします。
- 貴重品・所持品の管理は各自責任を持って行ってください。
- 会場内（テントエリアを含む）での花火は禁止です。
- 胎内市の管轄する企業団体をのぞいて、飲食物や生き物の販売はできません。
- PA. 拡声器を用いたイベント活動、営業行為はご遠慮下さい。- ステージイベントや緊急連絡の際の支障となります。
- 会場内でのラジコンカー、ドローンなどの無線遠隔機器の使用、または、許可なく監視カメラを設置することはできません。

ブース開設、出店に関するお願い

- 出店料金(会場の設備・警備等の費用)として胎内市観光協会に1ブースにつき5000円をお支払いください。
- 会場に到着したら、受付にて検温をしてください。非常時の連絡先の記入をお願いいたします。
- 各ブース内のコロナ感染予防対策は、各ブースで講じていただきますようお願いいたします。
- テント内に机と椅子を確保し、初日昼過ぎから設営ができるように準備しております。
- 出店団体の皆様にはそれぞれにつき会議机x1と椅子x2を支給いたします。それ以上必要な場合は各自ご用意ください。
- 机の大きさは、最大で1.8メートル程度となります。（やむおえない状況で一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。）
- 通常2個口のコンセントが各ブースに用意されます。大容量の電気供給が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
- ブース用テント持参の場合は、事前にご連絡ください。
- ブースの位置、持参テントの設置に関しましては、当日、会場の胎内市スタッフ、もしくは本部スタッフの指示が最優先されますのでお願いいたします。
- 各ブースの運営は各自の責任でお願いしております。
- 著しく他の団体、参加者に迷惑となる行為が発生した場合はブースを撤去していただくことがあります。
- 星まつりの運営費用に充当するためのカンパをお願いいたします。金額や社名の明記などの規定はありません。本部に設置された「カンパ用の箱」へ投函いただくようお願いいたします。→「胎内星まつり実行委員会からのお願い」参照
- 飲食物、生き物の販売、取り扱い、飲食ブースへの配慮と衛生管理上の問題などの理由から禁止させていただきます。
- PA. 拡声器を用いたイベント活動、営業行為はご遠慮下さい。
- 過度な照明、また、近隣の迷惑になるような音響設備の使用はご遠慮ください。
- 募金活動、署名活動及び、宗教・政治に関連したいかなる活動もできませんのでご注意ください。
- 未成年者の営業活動はできません。出店ブースは、企業・店舗の営業活動にのみに使用が許可されています。
- 公共の場にふさわしくない行為、くじや賭け事などの法律で禁止されている行為は厳禁です。
- 物販を行う場合、商品として認められないようなもの（自作品など）の扱いはできません。また安全が確保されていない物品、販売が規制されている物品（高出 カラーザーなど）、法律で販売が禁止されている物品（コピー品や知的所有権を侵害するもの、人権に関わる物品など）の扱いはできません。

ブース設営・開設の時間

- 胎内市が用意するテントスペースを利用される場合、当日の会場スタッフ（胎内市のスタッフ）の指示に従い、指定場所に設営するようお願いいたします。
- 持参テントでブース開設される場合、胎内市の許可を得ずに事前に場所の確保をしたり、設営することは出来ません。
- ブースの終了、閉店時間は自由ですが、参加者が多い時間帯に長時間ブースが営業していないなどのことがないようお願いいたします。